



秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	1
生活保護法による介護機関の指定(五二二・福祉政策課)	1
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(五二三・福祉政策課)	2
保安林の指定の解除(五二四・森林整備課)	3
特定計量器定期検査の実施(五二五・計量検定所)	3
道路区域の変更(五二六・道路課)	4
危険物取扱作業の保安に関する講習の実施(総合防災課)	5

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
ウィル・ケアサポートステーション	医療法人白鳳会 理事 長	大館市清水二丁目一番六十号	居宅介護支援事業	平成十六年九月一日
ウィル訪問看護ステーション	医療法人白鳳会 理事 長	大館市清水二丁目一番六十号	訪問看護	平成十七年二月一日
ケアセンターみやこし	株式会社宮腰蒲団店 代表取締役	能代市畠町七番四十号	居宅介護支援事業	平成十七年三月七日
由利本荘市特別養護老人ホーム「鳥寿苑」	由利本荘市長職務執行者	由利本荘市鳥海町伏見字久保七十七番地	介護老人福祉施設	平成十七年三月二十二日

告 示

土地改良区の管理規程の認可(農地整備課)……………6

土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)……………6

土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)……………7

教育委員会告示……………7

教育委員会会議の開催(一一・教育庁総務課)……………7

労働委員会告示……………7

秋田県労働委員会のおつせん員候補者の氏名、閏歴等(一一)……………7

その他……………7

秋田県知事の委任に係る平成十七年度宅地建物取引主任者資格試験の実施……………8

秋田県告示第五百二十一号
生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条
の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成十七年六月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

鳥寿苑通所介護事業所	由利本荘市長職務執行者	由利本荘市鳥海町伏見字久保七十七番地	通所介護	平成十七年三月二十二日
鳥寿苑訪問入浴介護事業所	由利本荘市長職務執行者	由利本荘市鳥海町伏見字久保七十七番地	訪問入浴介護	平成十七年三月二十二日
鳥寿苑居宅介護支援事業所	由利本荘市長職務執行者	由利本荘市鳥海町伏見字久保七十七番地	居宅介護支援事業	平成十七年三月二十二日
悠楽館通所介護事業所	由利本荘市長職務執行者	由利本荘市鳥海町上笹子字堺台百五番地	通所介護	平成十七年三月二十二日
大仙市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	社会福祉法人 大仙市社会福祉協議会 会長	大仙市小貫高畑字中荒所六十番地五	訪問介護	平成十七年三月二十二日
大仙市社会福祉協議会東部介護ステーション	社会福祉法人 大仙市社会福祉協議会 会長	大仙市長野字柳田二十四 三	訪問入浴介護 居宅介護支援事業	平成十七年三月二十二日
大仙市社会福祉協議会西部介護ステーション	社会福祉法人 大仙市社会福祉協議会 会長	大仙市刈和野字愛宕下百七十八 九	訪問入浴介護 居宅介護支援事業	平成十七年三月二十二日
大仙市社会福祉協議会訪問看護事業所	社会福祉法人 大仙市社会福祉協議会 会長	大仙市刈和野字愛宕下百七十八 九	訪問看護	平成十七年三月二十二日
グループホーム大雄	有限会社クリーンマジック 取締役	平鹿郡大雄村田根森字上田村東三十八番地	痴呆対応型共同生活介護	平成十七年四月一日
いずみケアセンター 比内指定訪問介護事業所	株式会社 松屋社長	北秋田郡比内町扇田字中扇田二十	訪問介護	平成十七年四月十二日

秋田県告示第五百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十七年六月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
鷹巣町訪問看護ステーション	鷹巣町長	北秋田郡鷹巣町脇神字南陣場岱十番地	訪問看護	平成十七年三月二十一日
訪問看護ステーションから	森吉町外四力町村病院 組合 管理者	北秋田郡森吉町米内沢林の腰三番地	訪問看護	平成十七年三月二十一日
ケアプランセンターかつら	森吉町外四力町村病院 組合 管理者	北秋田郡森吉町米内沢林の腰三番地	居宅介護支援事業	平成十七年三月二十一日

秋田県告示第五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

平成十七年六月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

郡 市 町 村	所在場所	全 面 積	保安林面積	保安林解除	指定の目的	解除の理由
秋 田 市						
新屋町	(大字)	台帳見込み (平方メートル)	見込み (ヘクタール)	見込み (ヘクタール)		
砂奴寄	字	四の四 四の五	〇・〇三二 〇・〇七二五	〇・〇三二 〇・〇七二五		飛砂の防備 公衆の保健
						指定理由の消滅

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第五百二十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十七年六月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

検査区域	検査対象	検査期日	検査時間	検査場所
検査区域	特定計量器	検査期日	検査時間	検査場所

一 検査を行う区域、対象となる特定計量器、期日、時間及び場所

道路の種類

一般国道		旧新別		路線名		区間		敷地の幅員(メートル)		延長(キロメートル)			
新		旧		百七号		百七号		由利本荘市大築字笹井四番一地先から雪車町字新岡田一〇五番一 地先まで		六・〇〇〇〃三二・〇〇〇		四・一〇〇	
旧		新		百七号		百七号		由利本荘市大築字笹井七五番五地先から雪車町字岡田四三番一 地先まで		六・〇〇〇〃三二・〇〇〇		四・三二九	
新		旧		百七号		百七号		由利本荘市大築字笹井四番一地先から雪車町字新岡田一〇五番一 地先まで		一三・〇〇〇〃一一・五〇〇		四・〇五七	
旧		新		百七号		百七号		由利本荘市大築字笹井七五番五地先から雪車町字岡田四三番一 地先まで		六・〇〇〇〃三二・〇〇〇		四・一〇〇	

北秋田市		上小阿仁村	
"		非自動はかり及び分銅等	
平成十七年七月六日		平成十七年七月五日	
午後一時三十分から午後四時まで		午前十一時から正午まで	
森吉総合スポーツセンター		上小阿仁開発センター	
鷹巣体育館		北秋田市阿仁山村開発センター	
午後一時三十分から午後四時まで		午後一時三十分から午後四時まで	
北秋田市長杉あいターミナル		北秋田市阿仁山村開発センター	
午後九時から午前十一時三十分まで		午後九時から午前十一時	
森吉総合スポーツセンター		上小阿仁開発センター	

二 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日
 平成十七年七月五日から同月八日まで

三 特定計量器の所在の場所での検査を受けようとする者は、三日以上の受検希望期日を選定し、特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第二項の規定により、申請すること。

秋田県告示第五百二十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十七年六月三日

比内町	非自動はかり及び分銅等	平成十七年七月八日	午前九時から午前十一時まで	比内町公民館
田代町	"	平成十七年七月八日	午後一時から午後二時三十分まで	田代町総合開発センター付属体育館

秋田県知事 寺田典城

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

一般国道		B	
新	旧	由利本荘市大築字笹井四番一地先から雪車町字新岡田一〇五番地先まで	
百七号	百七号	一三・〇〇〇	一三・〇〇〇
		一・一一・五〇	一・一一・五〇
		四・〇五七	四・〇五七

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十七年六月三日から同月十六日まで

公 告

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二十三の規定により、次とおり平成十七年度危険物取扱作業の保安に関する講習を実施するので、危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目（昭和六十二年十一月二十四日消防庁告示第四号）第三の一の規定に基づき、公示する。
 平成十七年六月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 講習の種別、期日、時間及び場所

種 別	期 日	時 間	場 所
給油取扱所	平成十七年 七月二十一日(木)	午前九時から 正午まで	秋田市文化会館
	七月二十六日(火)	"	鹿角地域広域交流センター
	七月二十八日(木)	"	平鹿町中央公民館(あい館)
	八月三日(水)	"	大曲仙北広域交流センター
	八月五日(金)	"	男鹿市民文化会館
	八月八日(月)	"	秋田市文化会館
	八月二十三日(火)	"	本荘由利広域交流センター

種 別	期 日	時 間	場 所
一般(その他)	平成十七年 七月二十一日(木)	午後一時三十分から午後四時三十分まで	秋田市文化会館
	七月二十六日(火)	"	鹿角地域広域交流センター
	七月二十八日(木)	"	平鹿町中央公民館(あい館)
	八月三日(水)	"	大曲仙北広域交流センター
	八月五日(金)	"	男鹿市民文化会館
	八月八日(月)	"	秋田市文化会館
	八月二十三日(火)	"	本荘由利広域交流センター
	平成十七年 八月五日(金)	午前九時から 正午まで	男鹿市民文化会館
	九月十五日(木)	"	秋田市文化会館
	平成十七年 八月二十四日(水)	午後一時三十分から午後四時三十分まで	秋田市文化会館
八月二十六日(金)	"	能代市文化会館	
九月八日(木)	"	湯沢雄勝広域交流センター	
九月十三日(火)	"	大館市中央公民館	
九月十五日(木)	"	秋田市文化会館	

二 講習科目			
(一) 危険物関係法令に関する事項	八月二十四日(水)		秋田市文化会館
(二) 危険物の火災予防に関する事項	八月二十六日(金)		能代市文化会館
	九月八日(木)		湯沢雄勝広域交流センター
	九月十三日(火)		大館市中央公民館
	九月十五日(木)		秋田市文化会館

- 二 講習科目
 - (一) 危険物関係法令に関する事項
 - (二) 危険物の火災予防に関する事項
- 三 受講資格
 - 製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者
- 四 受講申請に必要な書類
 - 受講申請書及び証紙納付書
- 五 受講申請書の交付等
 - (一) 交付期間等
 - 日曜日及び土曜日を除き、平成十七年六月十六日(木)から同月三十日(木)までの期間の午前九時から午後五時まで
 - (二) 交付場所
 - 社団法人秋田県危険物安全協会連合会(秋田市中通四丁目三番二十三号)又は県内の危険物安全協会
- 六 受講申請書の受付
 - (一) 受付期間等
 - 日曜日及び土曜日を除き、平成十七年六月十六日(木)から同月三十日(木)までの期間の午前九時から午後五時まで
 - (二) 受付場所
 - 社団法人秋田県危険物安全協会連合会又は県内の危険物安全協会
- 七 受講手数料
 - (一) 受講手数料の額
 - 四千七百円
 - (二) 納付方法
 - 秋田県証紙により納付すること。

八 講習についての問い合わせ先
 社団法人秋田県危険物安全協会連合会(電話〇一八 八三六 三三三六)又は県内の危険物安全協会

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により羽後町土地改良区から申請があつた松倉ダム管理規程について、次のとおり認可したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年六月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 認可年月日
 - 平成十七年四月十四日
 - 二 松倉ダム管理規程の概要
 - (一) かんがい期間
 - 毎年五月十日から九月十日までとする。
 - (二) 計画取水量
 - かんがい用水のためのダムからの取水量は、次に掲げる水量を基準とする。
 - 最大期 毎秒〇・九五〇立方メートル
 - 普通期 毎秒〇・〇七二立方メートル
 - 年間総量 五十四万九千立方メートル
 - (三) 点検及び整備
 - 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具等を、常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
 - (四) 洪水警戒体制
 - 管理者は、降雨に関する注意報又は、警報が発せられた場合その他洪水が予想される場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。
 - (五) 干ばつ時の措置
 - 管理者は、干ばつのおそれのあるときは、理事長及び水利調整委員長等の意見を聴いて取水に関する節水計画を立て、著しい用水不足を生じないように努めなければならない。
 - (六) その他
 - 管理者は、ダム管理日誌を備え、気象、水象その他ダムの管理に関する事項について記録しなければならない。
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、米代川筋土地改良区連合会から申請があつた定款変更について、平成十七年五月二十六日認可

米塚一成	労働者委員 ジェイ・エイ・エム秋田執行委員長								
阿部康夫	労働者委員 全日通労働組合秋田支部執行委員長								
長谷川秀夫	労働者委員 日本労働組合総連合会秋田県連合会会長								
赤坂薫	公益委員 弁護士								
湊貴美男	公益委員 弁護士								
小西尚志	公益委員 秋田大学名誉教授								
古田重明	公益委員(会長代理) 秋田経済法科大学法学部教授								
阿部譲二	公益委員(会長) 弁護士								

教育委員会告示

可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年六月三日
 秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、南秋田郡若美町土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年五月二十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年六月三日
 秋田県知事 寺田典城

秋田県教育委員会告示第十一号
 次のとおり教育委員会会議を開催する。
 平成十七年六月三日
 秋田県教育委員会委員長 渡部 聡
 一 日時 平成十七年六月七日 午前十時四十分

労働委員会告示

- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件
 - (一) 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案
 - (二) 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則案
 - (三) 秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則案
 - (四) 秋田県社会教育委員の任命
 - (五) その他

秋田県労働委員会告示第一号
 労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、秋田県労働委員会のおつせん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり公示する。
 平成十七年六月三日
 秋田県労働委員会会長 阿部 譲二

関 歴 委 嘱 年 月 日

秋田弁護士会会長 昭和六十三年一月二十六日

秋田経済法科大学法学部長 昭和五十九年十二月十二日

秋田大学教育文化学部教授 平成六年十二月一日

秋田弁護士会会長 平成十二年十二月一日

秋田弁護士会副会長 平成十二年十二月一日

N T T労働組合東北総支部副執行委員長 平成十五年十二月一日

全日通労働組合秋田支部書記長 平成十年十二月一日

T D K労働組合秋田地方本部書記長 平成十六年十二月一日

清水尚子	労働者委員	ポートピア河辺労働組合書記長	日本労働組合総連合会秋田県連合会女性委員会副委員長	平成十五年十二月一日
山阪光男	労働者委員	Uエゼンセン同盟秋田県支部支部長	ゼンセン同盟秋田県支部支部長	平成十六年十二月一日
高橋庄四郎	使用者委員	(社)秋田県経営者協会専務理事	(財)秋田経済研究所専務理事	平成十四年十二月一日
齋藤隆	使用者委員	日本精機(株)代表取締役社長	(株)羽後銀行営業推進部長	平成四年十二月一日
伊藤博	使用者委員	秋田中央交通(株)常務取締役	秋田中央交通(株)取締役管理部長	平成十三年九月二十五日
三浦潔	使用者委員	秋田三菱自動車販売(株)取締役社長	秋田三菱自動車販売(株)専務取締役	平成十四年十二月一日
吉田和枝	使用者委員	吉田興業(株)代表取締役社長	吉田興業(株)取締役	平成十六年十二月一日
小沢田勝之助		秋田県労働委員会事務局局長	秋田県鹿角地域振興局長	平成十七年五月二十四日
高橋光男		秋田県労働委員会事務局審査調整課長	秋田県労働委員会事務局調整課長	平成十六年四月二十七日

そ の 他

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第十六条の二第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十七年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十七年六月三日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 小野 邦久

一 試験の日時

平成十七年十月十六日(日)午後一時から午後三時まで

ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国道交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(宅地建物取引業法施行規則第十条の五第六号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。)については、午後一時十分から午後三時まで
 二 試験の場所

三 試験の内容
 受験申込み受付の際、指定する。

おおむね次の事項について行う。

(一) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

(二) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

(三) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

(四) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

(五) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

(六) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

(七) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記(一)及び(五)に掲げる事項に関する問題を免除する。

なお、出題する法令については、平成十七年四月一日において施行されているものによる。

四 試験の方法及び出題数

- (一) 方法 四肢択一式の筆記試験による。
- (二) 出題数 五十問

ただし、登録講習修了者については、四十五問とする。

五 受験申込み

- (一) 郵送による申込み

ア 試験案内及び受験申込書の交付

- (ア) 期間

平成十七年七月一日(金)から同月二十九日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く)

- (イ) 場所

社団法人秋田県宅地建物取引業協会本部及び同協会各支部、秋田県建設交通部建築住宅課及び各地域振興局建設部建築課

イ 受験申込書の受付期間

平成十七年七月一日(金)から同月二十九日(金)までの消印があるものに限って受け付ける。

ウ 受験申込みに必要な書類

(ア) 受験申込書(五(一)イ)により納付した受験手数料に係る受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書を貼ったもの

(イ) 写真一枚(受験申込み前六月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景の縦四・五センチメートルから五センチメートルまで、横三・五センチメートルから五センチメートルまでの間の大きさのもの)

(ウ) 登録講習修了者については、前記(ア)及び(イ)に加えて登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)

エ 受験手数料

- (ア) 額

七千円

- (イ) 納付方法

受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと。

なお、払込手数料は、本人の負担とする。

オ 郵送先及び郵送方法

社団法人秋田県宅地建物取引業協会あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと。

(二) インターネットによる申込み

ア 試験案内の掲載

- (ア) 期間 平成十七年六月十七日(金)から同年七月二十五日(月)まで
- (イ) 場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(<http://www.reit.or.jp>)

イ 申込期間

平成十七年七月一日(金)午前九時三十分から同月十四日(木)午後九時五十九分まで

ウ 申込方法

(ア) 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ(<http://www.reit.or.jp>)にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む)を入力する。

(イ) 写真ファイル(受験申込み前六月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景での形式のもの)を添付する。

エ 受験手数料

- (ア) 額

七千円

- (イ) 納付方法

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入すること。

なお、事務手数料は、本人の負担とする。

六 合格者の発表

(一) 発表の期日

平成十七年十一月三十日(水)

(二) 発表の方法

社団法人秋田県宅地建物取引業協会に合格者名を掲示し、及び秋田県公報に登載するとともに、合格者には合格証書を送付する。

七 試験についての問い合わせ先

社団法人秋田県宅地建物取引業協会(電話〇一八 八六五 一六七二)

ページ	正	誤	正
-----	---	---	---

平成十七年五月二十四日(第千六百七十七号)掲載の秋田県告示第五百八号(漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出)

(原稿誤り)

二

終りか ら九 一	秋田市下浜桂根字境川百七 十三番地 齋藤八郎	秋田市下浜桂根字境川百七 十三番地 齋藤八郎
	秋田市下浜羽川字下野二番 地十二号 赤田敬三	

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(862)8766 FAX(863)0005
E-mail:natsubaransatsu.co.jp

